

総会

配布：一般

2018年1月19日

第72会期

議事日程議題 72(c)

2017年12月19日に総会により採択された決議

[第三委員会の報告書に基づく (A/72/439/Add.3)]

72/188. 朝鮮民主主義人民共和国における人権状況

総会は、

全ての国家は、人権と基本的自由を促進しまた保護するというそして様々な国際的な文書の下で遂行してきた義務を果たすという義務を有していることを再確認し、

2016年12月19日の総会決議 71/202 および 2017年3月24日の理事会決議 34/24¹を含む、朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関して総会、人権委員会および人権理事会により採択された従前の全ての諸決議を想起し、そしてこれらの諸決議の実施を達成することを目的としたその調整された努力を強化する国際社会の必要性に気を配り、

朝鮮民主主義人民共和国における深刻な人権状況、刑事責任の免除の蔓延している文化および人権違反に対する説明責任の欠如を深く懸念し、

朝鮮民主主義人民共和国における人権に関する調査委員会の報告書²に含まれた勧告をフォロー

¹ 総会公式記録、第72会期、補遺 No.53 (A/72/53)、第IV章、A節参照。

² A/HRC/25/63.

ーアップすることの重要性を強調し、そしてそこに含まれた詳細な調査結果に深刻な懸念を表明し、

安保理が引き続き取り組む問題の一覧表に朝鮮民主主義人民共和国における状況を加えたこととしてその期間中に朝鮮民主主義人民共和国における人権状況が議論された、2014年と2015年に開催されたもの続く、2016年12月9日の安保理の公開会合の開催を歓迎し、

人道に対する罪からその住民を保護する朝鮮民主主義人民共和国の責任を想起し、そして調査委員会が、人道に対する罪を防止しそして抑圧することまた実行者が訴追されそして責任を問われることを確保することを朝鮮民主主義人民共和国の指導者層に促したこともまた想起し、

朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する人権理事会の特別報告者の報告書³に留意し、同報告者が、同国を訪れることをまだ許されていないこととして同報告者が、朝鮮民主主義人民共和国の当局から何の協力も得てきていないことを憂慮し、また決議 71/202 に従って提出された朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する事務総長の包括報告書⁴にもまた留意し、

朝鮮民主主義人民共和国は、市民的及び政治的権利に関する国際規約⁵、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約⁵、児童の権利に関する条約⁶、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約⁷、および障がい者の権利に関する条約⁸の当事国であることに注意し、そしてこれらの条約の下での条約機関の最終報告書およびそれに配慮を与えることの重要性を想起し、

2016年4月の、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の実施に関する朝鮮民主主義人民共和国の統合された第二回、第三回および第四回の定期報告書のまた児童の権利条約の実施に関する同国の統合された第五回および第六回の定期報告書の、同国による提出を想起し、そしてこれらの条約の完全実施を促し、

朝鮮民主主義人民共和国による障がい者の権利に関する条約の批准に留意し、朝鮮民主主義人

³ A/72/394.

⁴ A/72/279.

⁵ 決議 2200A (XXI)、添付文書参照。

⁶ 国際連合、条約集、第 1577 巻、No. 27531.

⁷ 同書、第 1249 巻、No. 20378.

⁸ 同書、第 2515 巻、No.44910.

民共和国政府に対し、実施する法令の通過と施行を促進することを奨励し、そして同政府に対し、障がい者の権利を十分に尊重することを促し、

朝鮮民主主義人民共和国への障がい者の権利に関する人権理事会の特別報告者の訪問にもまた留意し、そして障がい者の権利に関する条約の下でのその公約の実施において同報告者との同政府の協力を期待し、それと同時に、自らの職務内容に従った、朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する特別報告者を含む、その他の国際連合特別手続や人権メカニズムに対するその協力を拡大することの重要性を強調し、

第二回普遍的定期的審査における朝鮮民主主義人民共和国の参加を認め、同審査の成果⁹に含まれた 268 勧告のうち 113 の朝鮮民主主義人民共和国政府による受諾およびそれを実施し、さらに 58 勧告を実施する可能性を調査するというその公にされた公約に留意し、それと同時に、勧告が今までは実施されてきていないことに総会の懸念を表明し、

同国の衛生状態を改善するために朝鮮民主主義人民共和国政府と国際連合児童基金や世界保健機関との間に確立された協力を留意し、

子どもの栄養状態と子どもの教育の質を改善するために朝鮮民主主義人民共和国政府と国際連合児童基金との間に確立された協力にもまた留意し、

朝鮮民主主義人民共和国における、適度の規模の、国際連合開発計画により遂行された活動を更に留意し、そして計画が援助を必要としている人のためになることを確保するために国際社会との朝鮮民主主義人民共和国政府の関与を奨励し、

食糧の安全保障の評価に関する朝鮮民主主義人民共和国政府と世界食糧計画、国際連合児童基金および国際連合食糧農業機関との間の協力を留意し、国の、家計のそして個人の食糧安全保障と栄養に関する状況の分析におけるまたそのことにより援助計画の対象を特定することにおける資金供与者の信頼を支援することにおけるこれらの評価の重要性を強調し、同政府と世界食糧計画により署名された基本合意書および全ての国際連合組織のための国際基準により近づいたアクセス

⁹ A/HRC/27/10.

と監視取極をもたらしている、活動条件の更なる改善の重要性にまた留意し、そして国際的な援助を行っている者の活動に感謝しつつ留意し、

「朝鮮民主主義人民共和国 2017 年：必要性と優先事項」と表題のついた国際連合人道報告書および朝鮮民主主義人民共和国における極めて重要な人道的必要性に対処する総会の呼びかけに留意し

2017－2021 年の期間の間の国際連合と朝鮮民主主義人民共和国政府との間の協力のための戦略的枠組と持続可能な開発目標¹⁰の原則、目標および具体的目標に従ったまた国際協定および条約に対するその公約に沿った同政府の公約にもまた留意し、

非常に多くの妊娠しているそして授乳している女性と栄養失調のリスクにある 5 歳未満の子どもを含む、優に半分以上の朝鮮民主主義人民共和国の人々が、食糧と治療の大きな不安に苦しんでいるという、またその総人口の 4 分の 1 近くが、慢性の栄養失調に苦しんでいるという国際連合の調査結果に懸念をもって留意し、朝鮮民主主義人民共和国の資源を、その人々の福祉を超えて核兵器と弾道ミサイルを追求することに転用していることについて朝鮮民主主義人民共和国を非難し、また 2016 年 11 月 30 日の 2321 (2016)、2017 年 8 月 5 日の 2371 (2017) および 2017 年 9 月 11 日の 2375 (2017) の安保理諸決議により言及されたように、同国における人々の福祉と固有の尊厳を尊重しまた確保する朝鮮民主主義人民共和国の必要性を強調し、

国際的な拉致の問題と全ての拉致被害者の即時帰還の重要性に留意し、2014 年 5 月の朝鮮民主主義人民共和国と日本との間で開催された政府レベルの協議に基づいて始まった全ての日本国民の調査以降、朝鮮民主主義人民共和国による積極的な行動が欠けていることに深刻な懸念を表明し、そして日本国民に関するあらゆる問題、とりわけ最も早い可能な日に実現されるべき、全ての拉致被害者の帰還、についての解決を期待し、

朝鮮民主主義人民共和国の人権状況についての国際的な意識を高めるための加盟国の努力を歓迎しまた更に奨励し、

¹⁰ 決議 70/1 参照。

同国における人権や人権状況の改善のための対話の重要性に留意し、

南北朝鮮間関係を改善しそして朝鮮半島の和解と安定並びに朝鮮の人々の福祉を促進することに貢献する事務総長の努力を強調し、

2015年10月以来の国境を越えた離散家族の再会の停止に懸念をもって留意し、そして、これは、とりわけ、多くの離散家族の高齢の故に、朝鮮全体の人々の緊急の人的懸念であることを考えると、再会を再開するために必要な準備、家族の運命を確かめること、書簡を交換すること、その故郷を訪問することそして大規模で定期的に更なる再開を開催することが、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国およびコリアン・ディアスポラによりなされることを希望し、

1. 2013年3月21日の人権理事会決議 22/13において同理事会により設立された¹¹、朝鮮民主主義人民共和国の人権に関する調査委員会が、人道に対する罪に相当する可能性があると言ったものを含む、朝鮮民主主義人民共和国における長年にわたるまた現行の組織的な、広範なそして甚だしい人権侵害を、またそのような侵害に対する刑事責任の免除が続いていることを非難する。

2. 以下のことについて、総会の重大な懸念を表明する。

(a) 以下のような、調査委員会報告書において調査委員会によりなされた詳細な調査結果を含む、人権侵害の執拗な報告が続いていること。

(i) 非人道的な拘束条件を含む、拷問およびその他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰；レイプ；公開処刑；裁判外のまた恣意的な拘束；公平な裁判の保証と独立した司法を含む、適法手続と法の支配の欠如；裁判外の、即決処刑や恣意的な処刑；政治的や宗教的理由のために死刑を科すこと；3世代まで拡大されている集団刑罰；および強制労働の広範囲にわたる使用；

(ii) 膨大な数の人々が、自らの自由を奪われたまた強制労働を含む、嘆かわしい条件の対象となっている、そして憂慮すべき人権侵害が行われている、政治犯収容所の広範な制度の存在。

¹¹ 総会公式記録、第68会期、補遺 No.53 (A/68/53)、第IV章、A節参照。

(iii) 住民の強制移動および同国内を自由に移動しそして許可なく同国を去るかまたは去ることを試みる者またはその家族の刑罰、並びに帰国した人の刑罰を含む、海外渡航を望むあらゆる人に課された制限。

(iv) 朝鮮民主主義人民共和国を国外退去させられたかまたは帰国した難民および亡命希望者の状況、そして収容、拷問、その他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱、性的暴力または死刑の刑罰に至る、海外から送還されてきた朝鮮民主主義人民共和国国民に対する報復、そしてこれに関連して、全ての国家に対し、逃げ場を求めている者を人道的に取り扱いそして逃げ場を求めている者の人権を保護する目的で、国際連合難民高等弁務官や同事務所への妨害のないアクセスを確保するため、ノン・フルールマンの基本的原則を尊重することを強く促し、また今一度、締約国に対し、これらの文書により対象とされる朝鮮民主主義人民共和国からの難民に関して難民の地位に関する 1951 年条約¹²およびその 1967 年議定書¹³の下での自らの義務を遵守することを促す。

(v) 違法なまた恣意的な監視、迫害、拷問、投獄そしてある場合には、言論や表現の自由、宗教または信念の自由を行使している個人やその家族の即決処刑などの手段による、思想の自由、良心の自由、宗教または信念の自由、言論および表現の自由、平和的集会および結社の自由、プライバシーの権利や情報に対する平等なアクセス、並びに直接または自由に選ばれた代表を通して、自国の公務を実施することに加わっている人の権利に関する、オンラインとオフラインの両方での、やたらに広がるまた厳しい制限。

(vi) 朝鮮民主主義人民共和国の住民、とりわけ女性、子ども、障がい者、高齢者および政治犯に対する食糧不足、厳しい飢餓、栄養失調、広範な健康問題およびその他の苦難の結果をもたらしてきた、経済的、社会的および文化的権利の侵害。

(vii) 女性と女兒の人権と基本的自由の侵害、とりわけ女性と女兒に同国を去らせることを強制しそして売春、家庭内強制労働または強制結婚の目的のための人身取引に対してまた政治的および

¹² 国際連合、条約集、第 189 巻、」 No. 2545.

¹³ 同書、第 606 巻、No. 8791.

び社会的分野におけるものを含む、ジェンダーに基づく差別、強制妊娠中絶および性的やジェンダーに基づく暴力のその他の形態に対する女性と女兒の服従に対して彼女らを極めて脆弱にする内部条件の創設。

(viii) 子どもの人権と基本的自由の侵害、とりわけ多くの子どもたちのための基本的な経済的、社会的および文化的権利に対するアクセスの継続した欠如、またこれに関連して、特に、帰還したかまたは送還された子ども、ストリートチルドレン、障がいを持つ子ども、親が拘束されている子ども、拘束されて生活している子どもまたは施設で生活している子どもおよび法に抵触している子どもが直面している特別に脆弱な状況に留意する。

(ix) 障がい者の人権と基本的自由の侵害、特に、集団収容所と自分の子どもの数と間隔について自由にまた責任をもって決定する障がい者の権利に焦点を絞った強制的な措置の使用に関与する侵害、および医療検査における障がい者の使用の可能性、農村地区への強制移転並びに障がいのある子の親からの分離の申し立て。

(x) 経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約⁵の下での朝鮮民主主義人民共和国の義務により明確にされた結社の自由および団体交渉の権利の効果的な承認、ストライキ権および児童の権利条約⁶の下での朝鮮民主主義人民共和国の義務により明確にされた子どもの経済的搾取と子どもの何らかの有害なまたは危険な作業の禁止、並びに強制労働に相当すると報じられている条件の下で働くために朝鮮民主主義人民共和国から海外に送られた労働者の搾取を含む、労働者の権利の侵害、そしてその中で安保理が、事案に応じて関連する制裁委員会により他のことが決定されない限り、加盟国は、自国領域への許可に関連して自国の管轄権における朝鮮民主主義人民共和国国民に対して就労許可を与えてはならないものとすることを決定した安全保障理事会決議 2371 (2017) の第 11 項および決議 2375 (2017) の第 17 項を想起する。

(xi) 国家が割り当てて社会階級に基づいて人々を分類しまた政治的意見や宗教の配慮を含める、出身成分制度に基づく差別。

(b) 朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する人権理事会の特別報告者を招待することへのまたは特別報告者やその他の幾つかの国際連合特別手続の職務内容に従って彼らに対する並び

にその他の国際連合人権メカニズムに対する協力を拡大することへの、朝鮮民主主義人民共和国政府の継続した拒否。

(c) 同国における深刻な人権状況とその結果として起こるその第一回の普遍的定期的審査の成果¹⁴に含まれた勧告の実施状況について報告するというおよび条約機関の最終報告書に考慮をばらうという行動の欠如について朝鮮民主主義人民共和国政府が、継続して認めないこと。

3. 大規模なまた国の政策としての、他国からの者を含む、組織的な拉致、本国送還の拒否および結果として起こる人の強制失踪を非難し、そしてこれに関連して、朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、拉致被害者の即時帰還を確保することによるものを含めて、透明なやり方で、これらの国際的な懸念問題を緊急に解決することを強く求める。

4. 朝鮮民主主義人民共和国が、同国領域の内外で他国の国民に対して犯している拷問、即決処刑、恣意的な拘束、拉致およびその他の形態の人権違反や侵害の報告に関して、総会の非常に重大な懸念を強調する。

5. 自然災害に対する限定された強靱性と多様な食料の著しい不足をもたらしている農業生産における構造的な弱さおよび食糧の栽培と貿易に関する国家の制限、並びに慢性的なまた深刻な栄養失調が、とりわけ最も脆弱な集団、妊娠している女性や授乳している女性、子ども、障がい者、高齢者および政治犯罪人の中に広く行き渡っていること、により合成された適切な食糧の利用可能性とアクセスにおける制限を引き起こしている国の政策の故に急速に悪化している、同国における不安定な人権状況に総会の非常に深い懸念を表明し、そして朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、これに関連して、国際的なドナー機関と協力しつつまた人道援助監視のための国際基準に従って、予防行動と救済行動を講じることを促す。

6. 説明責任を追及しそして全ての被害者のための真実と正義を守るための選択肢を含む、朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する特別報告者の人権理事会に対する最新の報告書¹⁵およ

¹⁴ A/HRC/13/13.

¹⁵ A/HRC/34/66.

び2016年3月23日の理事会決議31/18¹⁶に従って設立された朝鮮民主主義人民共和国の人権侵害についての責任に関する独立専門家グループの人権理事会に対する最新の報告書¹⁷を歓迎し、そして特別報告者と独立専門家グループにより遂行された活動を称賛する。

7. その中で人権理事会が、現在の監視および証拠書類調べ努力を強化すること、情報と証拠のための中心的なレポジトリを設立することそして何らかの将来の説明責任過程において使われることになる可能な戦略を策定するためにあらゆる情報と証言を法的な説明責任評価における専門家を有することを目的とした、その第34会期の人権理事会に提出されたその報告書において、説明責任に関する独立専門家グループにより為された関連する勧告の実施を認めるために、ソウルにおけるその現場ベースの組織を含む、国際連合人権高等弁務官事務所の能力を強化することを規定した、同理事会決議34/24¹の採択もまた歓迎する。

8. 調査委員会の活動に対して総会の謝意をくり返し表明し、その報告の継続している重要性を認識し、そして同委員会が、朝鮮民主主義人民共和国へのアクセスに関するものを含めて、同国当局から何の協力も受けていないことを憂慮する。

9. 集められた証言の大部分や受領した情報は、人道に対する罪が、10年間同国の最高レベルで制定された政策に従ってまたその指導層の効果的な支配の下にある諸機関により、朝鮮民主主義人民共和国において犯されてきていることを信じる合理的な根拠を提供している委員会の調査結果を認める。

10. 調査委員会が、人道に対する罪に相当する可能性があると言った侵害を含む、人権侵害に対して責任を有する者を訴追できない朝鮮民主主義人民共和国当局に総会の懸念を表明し、そして国際社会に対し、説明責任努力と協力することとそのような犯罪が処罰されないままにしないことを確保することを奨励する。

11. 安全保障理事会に対し、調査委員会の関連する結論と勧告の安保理の審議を継続しそして朝鮮民主主義人民共和国における状況の国際刑事裁判所への付託の審議と委員会が人道に対する

¹⁶ 総会公式記録、第71会期、補遺 No.53 (A/71/53)、第IV章、A節参照。

¹⁷ A/HRC/34/66/Add.1.

罪に相当する可能性があると言った人権侵害について最も責任を有すると思われる者を効果的に対象とするために制裁の更なる策定の審議を通したものを含めて、説明責任を確保するための適切な行動を取ることを奨励する。

12. 安全保障理事会に対し、本決議において表明された重大な懸念に照らして、同国の人権記録を含む、朝鮮民主主義人民共和国における状況を議論し続けることをまた奨励し、そしてこの問題に関する安保理の継続したまた積極的な関与に期待する。

13. 国際連合人権高等弁務官事務所のソウルにおける現場ベースの組織の継続している努力を奨励し、そして人権理事会に対するその定期的な報告を歓迎する。

14. 加盟国に対し、高等弁務官事務所の現場ベースの組織が、独立して職務を果たすことができ、その職務権限を遂行するための十分な資源と支援を有し、関連する加盟国との間十分な協力を享受しそして何らかの報復または脅威の対象とならないことを確保するため、請け負うことを求める。

15. 朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、全ての人権および基本的自由を十分に尊重することそして、これに関連して以下のことを行うことを強く促す。

(a) 上で強調された組織的な、広範なそして深刻な人権侵害に対し、特に、総会、人権委員会および人権理事会の上述の諸決議に定められた措置並びに普遍的定期的審査の文脈において理事会によりまた事実調査委員会、国際連合特別手続および条約機関により朝鮮民主主義人民共和国に対して宛てられた勧告を十分に実施することにより、直ちに終止符を打つこと。

(b) 政治犯収容所を直ちに閉鎖することまた無条件かつ遅滞なしに全ての政治犯を釈放すること。

(c) その住民を保護し、刑事責任の免除の問題に対処しそして人権の侵害に関与している犯罪について責任を有するものが独立した司法制度のまえに訴追されることを確保すること。

(d) 難民の流出をもたらしている根本原因に取り組みそして難民や取引の犠牲者を犯罪化しない一方で、密航者、人身取引および強要を通して難民を搾取している者を訴追すること。

(e) 朝鮮民主主義人民共和国の領域内の全ての者が、朝鮮民主主義人民共和国当局による妨害なしに、移動の自由に対する権利を享受した朝鮮民主主義人民共和国の外側に庇護を求める目的のためを含めて、同国を去ることが自由であることを確保すること。

(f) 朝鮮民主主義人民共和国へ追放されたかまたは帰国した朝鮮民主主義人民共和国国民が、安全かつ尊厳を持って帰ることができ、人道的に取り扱われそしてあらゆる種類の罰の対象とならず、そして自らの地位や取扱についての情報を提供できることを確保すること。

(g) 朝鮮民主主義人民共和国に拘束されているその他の国の国民に、朝鮮民主主義人民共和国が当事国である、領事関係に関するウィーン条約¹⁸に従って、領事職員との通信（の自由と領事職員に対するアクセスを含む、保護、および自らの地位を確認し、また、自らの家族と連絡するために必要なあらゆるその他の手はずを提供すること。

(h) 人権状況の十分な必要性の評価がなされるように、朝鮮民主主義人民共和国への十分な、自由なまた妨害のないアクセスを特別報告者に与えることによるものを含めて、彼に対するおよび人権理事会のその他の特別手続に対する並びにその他の国際連合人権メカニズムに対して、その十分な協力を拡大すること。

(i) 同国における人権状況を改善する目的で、ここ数年高等弁務官により追求されたような、国際連合人権高等弁務官や同事務所との人権の分野における技術的な協力活動に従事すること。

(j) 普遍的定期的審査から生じている受諾した勧告を実施することまたまだ考慮中であるこれらの勧告、並びに実施中間報告書の提出を積極的に考慮すること。

(k) 国際労働機関の加盟国になること、国際的な労働基準を遵守するため法令を規定し慣行を採択しそして全ての関連する諸条約、とりわけ国際労働機関の中核的な労働条約の批准を考慮する

¹⁸ 国際連合、条約集、第 596 巻、No. 8638.

こと。

(l) 国際連合人道機関とのその協力を続けそして強化すること。

(m) 人道援助に対する、並びに極めて重要なデータに対する十分な、安全なそして妨害のないアクセスを確実にすること、そして人道原則に従った必要性に基づいて、行うことを誓約した、勾留施設を含む、同国のあらゆる部分に対するそのような援助の公平な提供を手に入れることを人道機関に可能にするための措置を講じ、適切な食料に対するアクセスを確保しそして持続可能な農業、適正な食糧生産と分配措置並びに食糧部門へのより多くの資金の割り当てを通したものを含めて、より効果的な食糧安全保障と栄養政策を実施し、そして人道援助の適切な監視を確実にすること。

(n) 持続可能な開発目標の実現に向けた進展を含めて、一般住民の生活情景を改善することに国際連合国別現地チームや開発機関が直接貢献できるように、国際連合国別現地チームのメンバーと開発機関との協力を更に改善すること。

(o) 人権条約機関との対話を可能にするであろう、残っている国際人権条約を批准することや加入することを考慮すること、当事国である条約に関する監視機関に対する報告を再開すること、条約機関のレビューに有意義に参加することそして同国における人権状況を改善するため、そのような機関の最終報告書を考慮すること。

16. 朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、遅滞なく調査委員会の勧告を実施することを促す。

17. 調査委員会が勧告を指示した、全ての加盟国、総会、人権理事会、高等弁務官事務所、国際連合事務局、関連する施文機関、地域的な政府間組織およびフォーラム、市民社会組織、財団および関与した企業、およびその他の利害関係者に対して、これらの勧告を実施するかまたは進めることを奨励する。

18. 全体としての国際連合システムに対し、調整されたまた統合されたやり方で朝鮮民主主義人民共和国における深刻な人権状況に対処し続けることを奨励する。

19. 関連する国際連合計画、基金、専門機関およびその他の関連する機構に対し、普遍的定期的審査から生じるまた調査委員会の報告書から生じる勧告の実施において朝鮮民主主義人民共和国政府を支援することを奨励する。

20. 朝鮮民主主義人民共和国に対し、人権対話、人権条件を十分に評価するための適切なアクセス、協力イニシアティブおよび優先事項としてのより人対人の接触を含む、同国への公式訪問を通じたものを含めて、現場での人権状況における具体的な改善を促進する目的で、国際的な対話者と前向きに関与することを求める。

21. 総会の第 73 会期において朝鮮民主主義人民共和国の人権状況の総会の考察を続けることを決定し、そしてこの目的のために、事務総長に対し、朝鮮民主主義人民共和国の状況に関する包括的報告書を提出することを要請し、また特別報告者に対し、彼の所見と勧告を報告し、並びに調査委員会の勧告の実施に対するフォローアップについて報告し続けることを要請する。

第 73 回本会議

2017 年 12 月 19 日